

令和4年2月7日

様

環境省大臣官房総務課
情報公開閲覧室

行政文書開示決定通知書の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和3年12月6日付けでご請求された行政文書の開示につきまして、別添の通り開示決定通知書をお送りいたします。

同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項をご記入等の上、30日以内に当情報公開閲覧室宛てに折り返しお送りください。当該期間を経過してから開示をご希望される際は、再度、開示請求を行う事が必要となります。

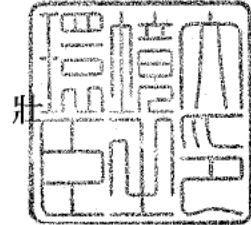
なお、閲覧・ご来省の際には事前にご連絡いただきますよう、併せて宜しく
お願い申し上げます。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室
担当 中川・山田
電話 03(3581)3351 内線 7179

行政文書開示決定通知書

様

環 境 大 臣
山 口 壯



令和3年12月6日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
環境省法令事務必携
- 2 不開示とした部分とその理由
別紙のとおり

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施方法に限らず、下表に記載した方法のうち希望される開示の実施方法を選択することができます。

閲覧又は窓口での写しの交付の場合は、(2)に記載された日時のうち、御都合のよい日を記入してください。

写しの送付(郵送)の場合は、(3)に記載された郵送料を、郵便切手にて納付してください。

* 本表では数量について、政令における「枚」を「ページ」と表示しています。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
A3判以下 141ページ (うちカラー 6ページ)	①閲覧	100ページまでごとに100円	200円	0円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	文書1ページにつき10円	1,410円	1,110円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	白黒部分：文書1ページにつき10円 カラー部分：文書1ページにつき20円	1,470円	1,170円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1ページごとに10円を加えた額	1,510円	1,210円
	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1ページごとに10円を加えた額	1,530円	1,230円

(注) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料(収入印紙)は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額)を計算し、その額が開示請求手数料までは無料、開示請求手数料を超える場合は当該額から開示請求手数料を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和4年2月14日から4月15日まで(土・日曜日、祝日を除く。)の
9:30~17:00(12:00~13:00を除く。)

場所：中央合同庁舎第5号館 19階20号室

(環境省 情報公開閲覧室 東京都千代田区霞が関1-2-2)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに
発送予定

郵送料(郵便切手による見込額)：

複写機による複写の場合 定形外郵便 500gまで 390円分

CD-R又はDVD-Rへの複写の場合 定形外郵便 100gまで 140円分

* 担当課等

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

大臣官房総務課法令係

TEL：03-3581-3351 内線6156

No.	行政文書の名称	該当頁	不開示部分	不開示理由
1	環境省法令事務必携	4	6行目の一部	政府部内からのみ閲覧可能なページのURLであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
2	"	10~12	第3節部分(節名及びページ番号を除く)	閣議等における大臣等発言に関する記載であり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号の不開示情報に該当するため、不開示とします。
3	"	13	第4節2. 部分(項目名を除く)	閣議等における帰朝報告に関する記載であり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号の不開示情報に該当するため、不開示とします。
4	"	14~16	第1節部分(節名及びページ番号を除く)	法律の制定手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
5	"	17~24	第3節部分(節名及びページ番号を除く)	法律の制定手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
6	"	24~41、45~50、52、53	第4節1. ~3. 部分、5. (1)~(3)部分及び6. (2)部分(節名及びページ番号を除く)	法律の制定手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
7	"	50	(4)①中5、6行目の一部	環境省ネットワークシステム内の職員ポータルサイトシステムの非公開のアドレスであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。

No.	行政文書の名称	該当頁	不開示部分	不開示理由
8	"	53～58	第5節部分(節名及びページ番号を除く)	法律の制定手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
9	"	58～66、68	第6節部分(節名、ページ番号及び6. 部分を除く)	法律の制定手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
10	"	69～72	第7節部分(節名及びページ番号を除く)	議員立法の手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
11	"	73～79	第3章部分(章名、ページ番号及び1. 部分を除く)	法案の国会審議の過程における内閣意見の作成手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
12	"	80～84、86～89	第4章1. 部分、2. 部分、4. (1)及び(2)部分並びに6. 部分(章名、ページ番号部分を除く)	政令の制定手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
13	"	87	(3)①中5、6行目の一部	環境省ネットワークシステム内の職員ポータルサイトシステムの非公開のアドレスであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
14	"	96	③中5行目	政府部内からのみ閲覧可能なページのURLであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
15	"	97～111、113、114	第6章第1節部分、第2節部分、第4節部分及び第6節部分(章名、節名及びページ番号部分を除く)	質問主意書の処理手続に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。

No.	行政文書の名称	該当頁	不開示部分	不開示理由
16	"	102、 103、 112、 113	P102下から7行目の一部、P103上から6行目の一部、P112上から5、8、18行目の一部、P113上から13行目の一部	質問主意書の処理に関する用語の記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
17	"	113	4. 中最下部の2行の一部	環境省ネットワークシステム内の職員ポータルサイトシステムの非公開のアドレスであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
18	"	115～ 120	第7章部分(章名及びページ番号を除く)	国会法に基づく請願の処理に関する記載であり、公にすることにより、当該事務の性質上、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
19	"	122	※2中4、5行目	環境省ネットワークシステム内の職員ポータルサイトシステムの非公開のアドレスであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
20	"	126	(4)中7、8行目	環境省ネットワークシステム内の職員ポータルサイトシステムの非公開のアドレスであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
21	"	127	最下部の2行	環境省ネットワークシステム内の職員ポータルサイトシステムの非公開のアドレスであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とします。
22	"	137	(2)①(ア)中9行目の一部	公にされていない職員の内線番号であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とします。

No.	行政文書の名称	該当頁	不開示部分	不開示理由
23	"	140	18、19行目の一部	公にされていない直通番号及び職員のメールアドレスであり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とします。
24	"	141	8～11行目の一部	公にされていない直通番号並びに職員の内線番号及びメールアドレスであり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とします。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択(※)できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室(電話:03-3581-3351内線6179)又は「* 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の5日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用(郵便切手等)が必要になります。

※複数種類の媒体での開示をご希望の場合(例えば「複写機により白黒で複写したものの交付/複写機によりカラーで複写したものの交付」と「スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)/スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)」を希望)には、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室までご連絡ください。その際には「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある行政文書を閲覧する場合:

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合:

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない):

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示決定等に係る審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等ございましたら、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室（電話：03-3581-3351内線6179）又は本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

環境大臣 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 令和4年2月7日
文書番号 環境総発第2202073号

2 求める開示の実施の方法

* 下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	開示の実施の方法	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
環境省法令事務必携	A3判以下 141ページ (うちカラー 6ページ)	1 閲覧	①全部 200円 ②一部 円	①全部 0円 ②一部 円
		2 複写機により白黒で複写したものの交付	①全部 1,410円 ②一部 円	①全部 1,110円 ②一部 円
		3 複写機によりカラーで複写したものの交付	①全部 1,470円 ②一部 円	①全部 1,170円 ②一部 円
		4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	①全部 1,510円 ②一部 円	①全部 1,210円 ②一部 円
		5 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	①全部 1,530円 ②一部 円	①全部 1,230円 ②一部 円

3 開示の実施を希望する日 令和 年 月 日

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 同封する郵便切手の額 円]
無

※開示実施手数料 円	ここに収入印紙を貼ってください。	(受付印)
---------------	------------------	-------

*担当課等 大臣官房総務課法令係
TEL : 03-3581-3351 内線6156